

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和6年9月18日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400127 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400033 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 25 日  
② 平成 15 年 12 月 25 日  
③ 平成 16 年 7 月 25 日  
④ 平成 16 年 12 月 25 日  
⑤ 平成 17 年 7 月 25 日  
⑥ 平成 17 年 12 月 25 日  
⑦ 平成 18 年 7 月 25 日  
⑧ 平成 18 年 12 月 25 日  
⑨ 平成 19 年 7 月 25 日  
⑩ 平成 19 年 12 月 25 日

請求期間において、A 社から賞与が支給されていたが、賞与の記録がない。賞与から厚生年金保険料が控除されていたか記憶はないが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①から⑩まで (以下「請求期間」という。) について、A 社は、請求期間における賃金台帳等の各種事務資料は残存していない旨回答している上、請求者は、請求期間の賞与明細書等を所持していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、請求者の請求期間当時の給与収入額及び社会保険料控除額を確認するため、当時の住所地である B 市へ照会したものの、市民税課の担当者は、課税証明書の発行可能期間は申請年度を含む直近 5 年間であるため、請求期間の同証明書は発行できない旨、請求者が請求期間における賞与の振込先とする C 信用金庫の担当者は、預金に係る取引履歴の明細は現時点から 10 年以内でないと発行できない旨各々陳述していることなどから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。